

◎新潟県告示第813号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成28年5月13日	長谷川 俊明	二級建築士	第11347号	死亡
平成28年5月27日	星野 清	二級建築士	第6552号	死亡
平成28年5月27日	北 純一	二級建築士	第10925号	死亡
平成28年6月10日	平賀 正一	二級建築士	第7232号	死亡
平成28年6月24日	小林 喜一	二級建築士	第3104号	死亡